

選挙管理委員会 3月定例会会議録

開催日	令和2年3月25日（水）
開会時間	午前10時
閉会時間	午前11時30分
開会場所	選挙管理委員会室
出席者	選挙管理委員：松川昭義委員長、青木眞知子委員、山内栄一郎委員、渡辺秀次委員 事務局：長坂選挙担当係長、小泉主査
次第及び会議内容	本日の書記：渡辺委員
1 決定事項	<p>(1) 前回会議録について</p> <p>令和2年2月25日に開催した選挙管理委員会定例会及び3月2日に開催した選挙管理委員会臨時会の会議録（案）について確認し、案のとおり決定した。</p> <p>(2) 在外選挙人名簿の登録等について</p> <p>令和2年3月3日から3月25日までの間に登録要件を満たした者が5人、抹消の対象となる者が3人で、3月25日現在の登録者は515人。登録者数は前回の登録時より2人増となる。</p> <p>(3) 東京都知事選挙への協力依頼（学校施設）について</p> <p>令和2年4月10日に開催する定例校長・園長会において事務局長が投票所としての使用及びポスター掲示場の設置等について協力依頼することとした。</p>
2 報告事項	<p>(1) 当面の日程について</p> <p>選挙管理委員が出席する令和2年7月までの主な事業（特別区選挙管理委員会連合会通常総会ほか）日程について確認した。また、事務局から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定されている事業が中止になることもあると報告を受けた。</p> <p>(2) 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について（総務省通知）</p> <p>選挙を管理執行するに当たり、総務省から令和2年3月4日以降に通知された留意事項及び対応内容を確認した。</p> <p>【総務省通知（第2報から第5報までの主な対応内容※抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none">・政府は多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応を要請しているが、選挙については、要請対象であるスポーツ、文化イベント等には該当しないこと。・各選挙管理委員会においては、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用の呼びかけを検討すること。その際、選挙人の分散を図る観点から、期日前投票所内の設備の増強を図るとともに、投票所や期日前投票所の混雑状況やその見込みに関する情報提供に努めるなど、混雑対策について十分に留意すること。

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、公職選挙法第48条の2第1項第6号の事由に該当し、期日前投票を行うことができると解されること。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染防止のため、投票所や開票所の入口等にアルコール消毒液等を設置し、利用を呼びかけること。また、投票所等の換気に努めること。
- ・持参した筆記用具を使用させることなど、選挙の公正確保を前提に、選挙人の不安感を解消できるような工夫について積極的に検討すること。
- ・開票所においては、開票立会人、開票管理者及び事務従事者以外に、参観人がいる場合もあることから、参観人にもマスク着用、咳エチケットの徹底、帰宅後の手洗いうがい等を呼びかけること。
- ・選挙期日は、公職選挙法に規定する選挙を行うべき期間において、当該選挙を管理する選挙管理委員会が、新型コロナウイルス感染症の状況等地域の実情を勘案し、選挙人にとって最も便宜と思われる期日を決定するものであること。選挙期日の公示前であれば、一度決定した選挙期日を上記期間の範囲内で変更することに、公職選挙法上の問題はないものであること。
- ・投票所の運営において、換気に努め、選挙人が滞留しないようにするとともに、選挙人間の距離ができるだけ確保できるように留意すること。風邪の症状がうかがわれる選挙人などが投票に訪れた場合には、咳エチケットの徹底を促すなど、他の選挙人に不安を与えないよう配慮すること。
- ・開票については、公職選挙法第66条第2項の規定により開票区ごとに投票を混同して行うこととなるが、その際、感染防止には手洗いやアルコール消毒が有効とされていることから、開票中の適宜のタイミングや開票事務終了後に手洗いやアルコール消毒を行うよう努めるほか、作業中にむやみに目や鼻、口などに触れないよう開票事務従事者にあらかじめ周知すること。
- ・選挙人が安心して投票できるようにするためにも、投票所において実施している感染防止対策の内容を十分に周知するとともに、投票所の混雑状況（過去の選挙における混雑状況や混雑が見込まれない旨の周知を含む。）の情報提供に積極的に努めること。
- ・開票については、多くの事務従事者が長時間開票所内にとどまり、作業を行うこととなることから、作業中の事務従事者間の距離の確保を図るとともに、無理のないタイムスケジュールとするなど、開票事務従事者の体調管理に十分配慮すること。

(3) 東京都知事選挙啓発用物品に使用するデザインについて

選挙時の啓発物品として作成するポケットティッシュ、ウエットティッシュ及び紙風船のデザインについて確認した。

(4) 令和2年度全選連総会・理事会・事務研究会の開催について

令和2年5月27、28、29日に開催を予定していた全国市区選挙管理委員会連合会定期総会、理事会、選挙事務研究会が中止になったことを確認した。

(5) 令和2年度特選連通常総会の開催について

令和2年4月23日に開催予定の東京都特別区選挙管理委員会連合会通常総会については、新型コロナウイルスの感染拡大等による社会環境の変化で、延期又は中止する可能性があることを確認した。

月島1丁目及び2丁目の町会・自治会に回覧を依頼する周知チラシの内容について事務局から説明受け了承した。

(2) 令和2年4月13日に開催予定の明るい選挙推進協議会等の開催について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、出席者の安全を考え協議会等の中止について検討するように事務局に指示した。

(3) 主権者教育について

本区の現状、他区の実施状況を確認し、今後の取り組みについて協議した。

【本区の現状】

- ・平成26年度から区立中学校の生徒会選挙時に実際の選挙で使用している「投票記載台」や「投票箱」などを貸し出すとともに、投票所の設営について事務局職員がアドバイスをするなど支援を行っている。さらに、学校から要望があった場合には選挙管理委員による選挙の豆知識を織り交ぜた挨拶、場合によっては投票立会人を勤めている。

【他区の実施状況】

- ・23区中17区の選挙管理委員会では、生徒会選挙への支援のほか、区内の大学の選挙サークルやNPO法人との連携事業、明るい選挙推進協議会との協働事業など、さまざまな形態で区内の小中学校や高等学校において模擬投票や出前授業などを行っている。

【選挙管理委員からの意見】

- ・本区の区立中学校で行われている生徒会選挙は選挙公報の作成、立候補者の立会演説や推薦人の応援演説があるなど、公職選挙さながらである。また、選挙公報の出来栄や、選挙演説等のクオリティーは非常に高く素晴らしい。現状でも主権者教育は行われている。
- ・選挙機材の貸し出しも、主権者教育ではないのか。
- ・他区で行われている、模擬投票や出前授業だけが主権者教育ではない。

【今後について】

- ・現状でも素晴らしい、主権者教育が行われている。教育のプロでない委員や事務局職が学校に行き模擬投票や出前授業を行う必要はない。
- ・選挙管理委員会として行うべきことは、学校が実施する主権者教育への支援である。